

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3年11月22日(月) 午後6:49～ 7:19

2. 開催場所 あわくら会館東3東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂 欠	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会
- ・ 報告第1号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>みなさんこんばんは、冬の季節がきました。明日雪がふるとか言ってます。夜いろんな会議がると思ひますが、みなさん気をつけて移動してください。議題にそつて審議していきたくと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号1番の青木会長代理と4番の高木委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴ひ、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思ひますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、2件の申請がありました。うち新規の設定が1件、再設定が1件となります。</p> <p>■申請番号2-30番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-31番（使用貸借） 2筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を3～6ページ及び追加資料に添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
特になし	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第2号 P7 農地法第3条に係る所有権移転の案件です。</p> <p>■申請番号32番 3筆 譲渡人 西栗倉村大字●●● ●●● 氏</p>

	<p>譲受人 大阪府茨木市●●● ●●● 氏</p> <p>本件は、親子間の代替わりによる贈与となります。 詳細は、8～17 ページに添付していますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
高木委員	所有権が2分の1については、2分の1のみの移転か。
事務局	そうです。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 P19 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会です。</p> <p>今回は、2件の申請が出ております。</p> <p>番号1は、●●●氏の農地の一部を息子の●●●氏が洋菓子店舗を建設することを計画されている案件です。なお、該当の●●●番地は、第1種農地であるため原則、転用が認められませんが、例外規定、農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため妥当であると考えられます。</p> <p>番号2は、現在、●●●が展開しているイチゴの事業において、従業員及び顧客のための露天駐車場をハウスの道向かいに敷設することを計画されている案件です。</p> <p>なお、除外1から除外6まですべて中山間直接支払制度に加入していますが、遡及返還する旨、協定代表者含め説明しています。</p> <p>その他、詳細は、20～26 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
青木代理	●●●の露天駐車場については、事前に決まっていたことか。
事務局長	ハウスの計画当初には決まっていなかった模様です。ただ、駐車場が必要とのことで、周りを探していたところ、今回の申請に至ったということです。
会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号 P27 農地法第18条の通知で、利用権設定にかかる合意解約についてです。</p>

	<p>■申請番号 29号 1筆</p> <p>貸人 西栗倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>借人 西栗倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>通知書他資料を28～29ページに添付しております。 以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
特になし	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 西栗倉村農業再生協議会について、総会を開催しようと思っております。農協とも話した結果、書面決議による表決に代えさせていただきます。通知は追って送付するとのことです。</p> <p>② 先進地視察を計画しています。その前段として、担い手の方と懇談を持ちたいと思っておりますので追って連絡させていただきます。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願ひします。</p>
会長代理	～閉会～

令和 年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____